

令和元年度（2019年度）
民間会社を活用した医師確保事業

医師確保対策 協力病院募集要項



令和元年7月
茨城県

1 事業概要

1-1 事業目的

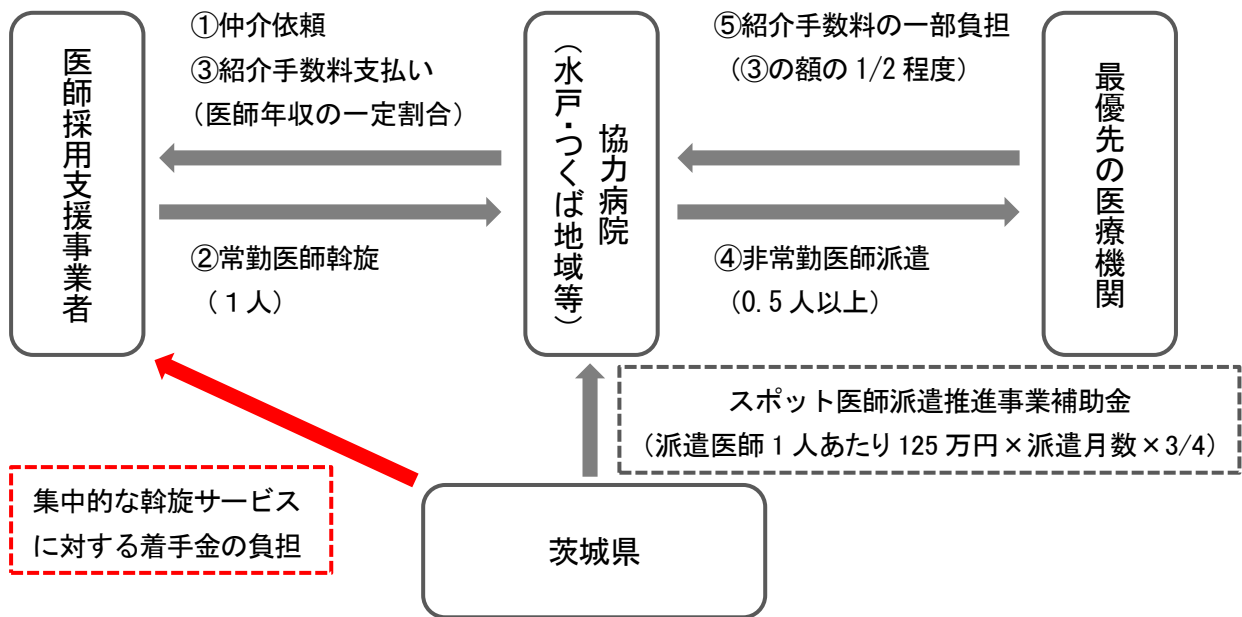
本事業は、民間の医師専門人材紹介会社を活用して、県内の医師確保対策協力病院への常勤医師の入職に向けた集中的な斡旋サービスを行うことにより、政策医療を確保するという観点から県が選定した、特に早急な対応が必要な「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科（以下「最優先の医療機関」という。）」の医師確保を図ることを目的とする。

<医師確保対策協力病院とは>

- ・医師確保対策協力病院（以下「協力病院」という。）とは、民間の医師専門人材紹介会社への医師斡旋サービスの依頼により、常勤医師を新たに確保した場合、県が選定した最優先の医療機関へ非常勤医師等を派遣する意向のある病院のことをいう。
- ・協力病院は、地理的条件などから、医師斡旋サービスの成功の可能性が比較的高い、水戸市内、つくば市内又はその隣接市町村内に所在する病院から募集する。

1-2 事業スキーム

本公募は、以下の図のうち、県が協力病院の公募を行うものである。



<医師採用支援事業者とは>

- ・医師採用支援事業者とは、協力病院に対して集中的な医師斡旋サービスを行う民間の医師専門人材紹介会社のことをいう。医師採用支援事業者は、県による公募型プロポーザルの審査の結果、最も適格な事業者として選定された医師専門人材紹介会社であり、この医師採用支援事業者が提供する医師斡旋サービスのみが、県の着手金の負担対象となる。
- ・協力病院は、医師採用支援事業者と相談しつつ、最優先の医療機関と非常勤医師等の派遣や紹介手数料の一部負担について協議の上、協力病院としての申請手続きを進めることとなる。

<最優先の医療機関とは>

- ・最優先の医療機関とは、県が政策医療（救急医療，周産期医療等）を確保するという観点から選定した，特に早急な対応が必要な「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」のことを指し，次に掲げる医療機関・診療科をいう。

医療圏	医療機関名	診療科
日立	(株)日立製作所日立総合病院	小児科
常陸太田・ひたちなか	常陸大宮済生会病院	内科
鹿行	神栖済生会病院	整形外科
土浦	総合病院土浦協同病院	産婦人科
取手・竜ヶ崎	JAとりで総合医療センター	小児科

2 事業内容

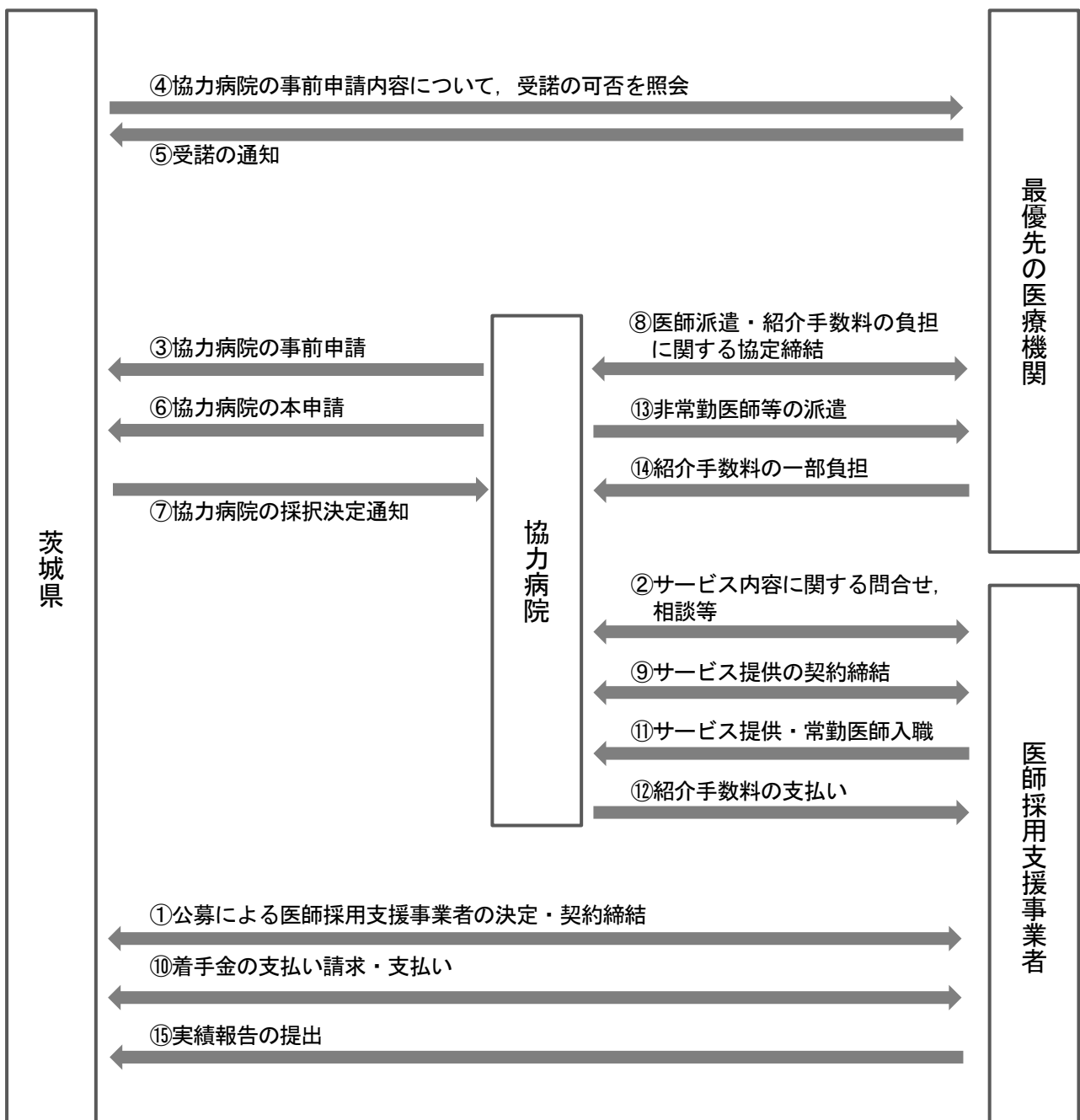
2-1 着手金の負担対象となる事業

本事業は、最優先の医療機関に非常勤医師等を派遣する方策として、県と契約した医師採用支援事業者が提供する医師斡旋サービスを、同事業者のサービス内容（紹介手数料の支払いを含む）を検討した上で依頼しようとする協力病院に対して、当該医師斡旋サービスの開始に要する費用（以下「着手金」という。）を負担するものである。

なお、この着手金は、サービスを提供する医師採用支援事業者に対して、県が直接支払うものとする。

2-2 申請フロー

本事業における協力病院申請フローは、以下のとおり。



<事前準備>

- (①公募による医師採用支援事業者の決定・契約締結 ※県)
- ②サービス内容に関する問合せ，相談等
- ③協力病院の事前申請
- (④協力病院の事前申請内容について，受諾の可否を照会 ※県)
- (⑤受諾の通知 ※最優先の医療機関)

<申請>

- ⑥協力病院の本申請
- (⑦協力病院の採択決定通知 ※県)

<最優先の医療機関との協力関係>

- ⑧医師派遣・紹介手数料の負担に関する協定締結

<医師斡旋サービスの提供>

- ⑨サービス提供の契約締結
- (⑩着手金の支払い請求・支払い ※県)
- (⑪サービス提供・常勤医師入職 ※医師採用支援事業者)
- ⑫紹介手数料の支払い

<最優先の医療機関への医師派遣>

- ⑬非常勤医師等の派遣
- (⑭紹介手数料の一部負担 ※最優先の医療機関)

<その他>

- (⑮実績報告の提出 ※医師採用支援事業者)

2-3 着手金（委託料）の負担

医師採用支援事業者が、医師斡旋サービスの提供開始にあたり、本来、協力病院に求めるべき着手金（委託料）は、県が負担する。

2-4 協力病院の要件

協力病院は、次のすべての要件に該当するものに限る。

- (1) 病院の所在地が、水戸市内、つくば市内又はその隣接市町村内にあるものであること。
- (2) 医師採用支援事業者が提供する医師斡旋サービスの結果、常勤医師が入職に至った場合に、常勤換算（※）0.5人以上の非常勤医師を最優先の医療機関に派遣するものであること。
ただし、常勤医師1人以上を派遣することを妨げない。

※非常勤医師の常勤換算は、平成25年6月10日医政発0610第11号厚生労働省医政局長通知「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について」によること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (5) 手形交換所取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 茨城県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

2-5 斡旋サービスの紹介手数料（成功報酬）の取扱い

医師採用支援事業者が、医師が入職に至った場合に、協力病院に求める紹介手数料は、医師採用支援事業者との契約に基づき協力病院が支払う。

ただし、最優先の医療機関との間で締結する「医師派遣及び紹介手数料の負担に関する協定書（仮称）」に基づき、最優先の医療機関にその一部を負担させることができる。

2-6 公募期間

協力病院の申請は、以下のとおりとする。

項目	期間
申請期間	令和元年（2019年）7月19日（金）～令和元年（2019年）9月25日（水）
医師斡旋サービスの提供期間	医師採用支援事業者との契約締結後～令和2年（2020年）3月下旬 ※最大6か月間

3 留意事項

本事業における協力病院の留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 協力病院は、本事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (2) 事業期間中において、不正行為等の疑いがあり、協力病院として不適切であると県が判断した場合、県は、協力病院採用決定の取消し、医師採用支援事業者に支払った着手金（委託料）相当額の支払い命令等の処置を行う場合がある。

4 申請に必要な書類

協力病院の採択申請に必要な書類は、以下のとおり。

- (1) 民間会社を活用した医師確保事業協力病院（事前）申請書（様式第1号）
- (2) 医師求人票（様式第2号）
- (3) 直近の医師求人の状況がわかるもの
- (4) その他指定する書類

5 審査項目

以下の項目について審査を行い、協力病院を採択決定する。

審査項目		内容
医師入職の必要性		・ 求人を行うのは、最優先の医療機関に派遣しようとする医師と同一の診療科を含んでいるか
医師入職の可能性	病院の立地条件	・ 水戸市内、つくば市内又はその隣接市町村に立地しているか ・ 公共交通機関が充実しており、通勤等の利便性が高いか
	医師の待遇等	・ 年収や勤務時間、臨床経験年数等の応募の条件は適当か
最優先の医療機関への協力度		・ 最優先の医療機関に派遣する非常勤医師等の派遣日数は多いか、また派遣期間は長いか ・ 最優先の医療機関に求める成功報酬の負担割合は適当か

6 問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部医療局医療人材課（医師確保担当）

TEL : 029-301-3191（直通）

FAX : 029-301-3194

E-mail: i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp